

子どものための教育・保育給付費都費負担金（地方単独費用部分）交付要綱

平成27年7月2日 27生私振第541号

東京都生活文化局長決定

第1 目的

子どものための教育・保育給付費都費負担金（地方単独費用部分）（以下「負担金」という。）は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）附則第9条第4項の規定に基づき、区市町村が支弁する施設型給付費等のうち、地方単独費用部分の一部を、東京都が予算の範囲内で補助することにより、東京都における幼児期の学校教育や保育等の量の拡充及び質の向上の推進を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ（1）及び（2）に定めるところによる。

（1）施設型給付費等

法第65条の規定により区市町村が支弁する同条第2号に掲げる費用のうち、施設型給付費、特例施設型給付費及び特例地域型保育給付費をいう。

（2）地方単独費用部分

施設型給付費等のうち、法附則第9条第1項第1号ロ、第2号イ（2）及びロ（2）並びに第3号イ（2）及びロ（2）に掲げる額をいう。

第3 交付対象施設等

この負担金の対象となる施設等は、法第27条に規定する特定教育・保育施設及び法第29条に規定する特定地域型保育事業者とする。

第4 交付の対象

この負担金は、法附則第9条第4項の規定に基づき区市町村が支弁する施設型給付費等のうち、地方単独費用部分の一部を交付の対象とする。

第5 負担金交付額

この負担金の交付額は、地方単独費用部分の2分の1とする。

第6 補助条件

この負担金は別記の条件を付して交付するものとする。

第7 交付方法

負担金の交付は、原則として第4四半期ごとに概算払の方法により行う。

第8 交付申請

- 1 この負担金の交付申請は、「子どものための教育・保育給付費都費負担金（地方単独費用部分）交付申請書」（別紙様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、別に定める期日までに知事に提出して行うものとする。
 - （1）子どものための教育・保育給付費都費負担金（地方単独費用部分）所要額調書（別紙様式第1号の付表）
 - （2）認定こども園所要額調書（別紙様式第1号の付表別紙）
 - （3）歳入歳出予算書（又は見込書）抄本（別紙様式第1号の2）
- 2 申請の内容を変更する場合の交付申請は、「子どものための教育・保育給付費都費負担金（地方単独費用部分）変更交付申請書」（別紙様式第2号）に次に掲げる書類を添付し、別に定める期日までに知事に提出して行うものとする。
 - （1）子どものための教育・保育給付費都費負担金（地方単独費用部分）変更所要額調書（別紙様式第2号の2）
 - （2）認定こども園変更所要額調書（別紙様式第2号の2別紙）
 - （3）歳入歳出予算書（又は見込書）抄本（別紙様式第1号の2）

第9 交付決定及び通知

知事は、第8に定める負担金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類を審査した上、交付の可否を決定し、その旨当該区市町村長に通知するものとする。

第10 提出書類

この要綱に定める提出書類は、1部とする。

第11 準用

この負担金の交付に当たっては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）によるものとする。

附 則

この要綱は、平成２７年７月２日から施行し、同年４月１日から適用する。

附 則（２７生私振第１３２９号）

この要綱は、平成２７年度の負担金から適用する。

附 則（２９生私振第１３７号）

この要綱は、平成２９年度の負担金から適用する。

附 則（３１生私振第４４６号）

この要綱は、令和元年度の負担金から適用する。

別記 補助条件

1 事情変更による決定の取消し等

この負担金の交付の決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事は、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

2 承認事項

区市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

ただし、（１）及び（２）に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

（１）事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

（２）事業の内容を変更しようとするとき。

（３）事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 財産処分の制限

（１）区市町村長は、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及び従物並びに価格が単価５０万円以上の機械及び器具については、知事の承認を受けないでこの負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、取得日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）により定められた年数を経過した財産は除く。

（２）区市町村長は、賃借している建物について、負担金を交付した場合において、補助対象者が事業により取得したもの又は効用の増加した部分につき、造作買取請求権その他の権利が生じたときは、その処理につき知事の承認を受けなければならない。

4 財産処分に伴う収入の納付

知事の承認を受けて３に規定する財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を東京都に納付させることがある。

5 財産の管理義務

区市町村長は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければ

ばならない。

6 事故報告等

区市町村長は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業そのものの遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通し等を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

7 状況報告

知事は、事業の円滑適正な遂行を図るため、その遂行の状況に関し区市町村長に対し報告を求めることがある。

8 補助事業の遂行命令

知事は、6及び7の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、事業が負担金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、区市町村長に対しこれらに従って事業を遂行すべきことを命ずる。

この命令に違反したときは、知事は、区市町村長に対し事業の一時停止を命ずることができる。

9 事業実績報告

区市町村長は、事業が完了したとき、負担金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき又は2の（3）の規定により事業の廃止の承認を受けたときは、別途定める期日までに、「子どものための教育・保育給付費都費負担金（地方単独費用部分）事業実績報告書」（別紙様式第3号）に次に掲げる書類を添付し、事業の実績を知事に報告しなければならない。

- （1）子どものための教育・保育給付費都費負担金（地方単独費用部分）事業実績報告書（別紙様式第3号の付表A）
- （2）認定こども園実績報告書（別紙様式第3号の付表A別紙）
- （3）初日利用人員及び月別集計表（別紙様式第7号の付表B）
- （4）歳入歳出決算書（又は見込書）抄本（別紙様式第3号の2）

10 負担金の額の確定

知事は、9の規定による事業実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、

事業の成果が負担金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき負担金の額を確定し、区市町村長に通知する。

11 是正のための措置

- (1) 知事は、10の規定による調査の結果、事業の成果が負担金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、区市町村長に対し、事業につき、これに適合させるための措置を採るべきことを命ずる。
- (2) 9の規定による事業実績報告は、(1)の命令により必要な措置をした場合においてもこれを行わなければならない。

12 決定の取消し

- (1) 次の各のいずれかに該当したときは、知事は、負担金の交付の決定の全部又は一部を取り消す。
 - ア 偽りその他不正の手段により、負担金の交付を受けたとき。
 - イ 負担金を他の目的に使用したとき。
 - ウ その他負担金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- (2)(1)は、10の規定により交付すべき負担金の額を確定した後においても適用する。

13 負担金の返還

- (1) 知事は、1又は12の規定により負担金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、既に負担金が交付されているときは、期限を定めて、区市町村長に対しその返還を命ずるものとする。
- (2) 10の規定により交付すべき負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える負担金が交付されているときもまた同様とする。

14 事業実績報告の訂正

知事が額の確定を終了した後において、当該確定の基礎となった実績報告を訂正する必要がある場合の取扱いは、次により行うものとする。

- (1) 区市町村長は、実績報告を訂正する事由が生じたときは、速やかに「子どものための教育・保育給付費都費負担金(地方単独費用部分)事業実績報告書の訂正について」(別紙様式第4号)に次に掲げる書類を添付し、訂正内容を知事に提出するものとする。

る。

ア 子どものための教育・保育給付費都費負担金（地方単独費用部分）事業実績報告変更内訳書（別紙様式第4号の付表）

イ 認定こども園実績報告変更内容内訳書（別紙様式第4号の付表別紙）

（2）実績報告の訂正に伴うその他の手続等については、10の規定に準じて行うものとする。

15 違約加算金

区市町村長は、12の規定により負担金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る負担金の受領の日（負担金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する負担金は最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該負担金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間においては、既納付額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

16 延滞金

区市町村長は、負担金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

17 他の補助金等の一時停止等

区市町村長が、負担金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該負担金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該負担金と未納付額を相殺するものとする。

18 書類の整備保管

区市町村長は、負担金と事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを当該事業の属する会計年度終了後5年間保管しておかなければならない。